2023 年度 財務専門官本試験（専門試験［多肢選択式］）　講評　その①

No.	科目	出題内容	正解	正答率※
1	憲法・行政法	財産権	2	A
2		国務請求権・参政権	2	B
3		社会権	5	A
4		国会	4	A
5		内閣	4	B
6		財政	2	A
7		行政裁量	3	A
8		行政指導	3	A
9		不利益処分	5	A
10		行政不服審査法	4	A
11		取消訴訟の判決	1	A
12		無効等確認の訴え	3	B
13		損失補償	2	A
14		国有財産法	1	A
15	経済学・財政学・経済事情	需要の価格弾力性	5	A
16		余暇と労働	4	A
17		費用曲線	3	A
18		ＩＳ－ＬＭ分析	3	A
19		ＡＤ－ＡＳ分析	1	A
20		為替レートと貿易収支	4	C
21		二重価格制度	4	A
22		公債の負担	5	A
23		我が国の財政制度	4	A
24		地方財政制度	2	A
25		我が国の財政の状況	3	A
26		我が国の税制	1	A
27		我が国の経済の状況	4	A
28		各国の実質 GDP 成長率と消費者物価上昇率	3	B
29	民法・商法	物	3	B
30		所有権	2	A
31		保証	4	B
32		売買契約	5	A
33		遺留分	5	C
34		単独株主権	1	B
35	統計学	確率変数の変換	2	B
36		ベイズの定理	3	A
37		共分散と相関係数	3	A
38		二項分布	3	B
39		区間推定	5	C
40		仮説検定	3	B

講評

【憲法・行政法】　**憲法**：形式面では、全６問とも組合せ問題であった。内容面では、人権と統治が各３問という構成であった。全体として平易な印象を受けるが、№.２など判例の正確な知識がないと解答に悩む問題も見られた。№.１では、森林法事件の理解と、財産権の内容を事後法で変更した場合の当該事後法の合憲性に関する判例の知識が重要である。№.２は、正解率は低くないが、投票の秘密の関する判例（記述イ）を知っているかがポイントとなる。№.５では、明治憲法において国務大臣の天皇に対する責任の取り方の知識を聞くものもあり（記述ウ）、戸惑う問題といえるが、記述ア、イは条文知識で確実に判断できるため、正解率は低くない。№.６は、予備費の支出についての事後の国会の承諾、憲法 84 条の「租税」の意味、内閣の国民に対する財政状況報告義務、国会による予算の増額修正といった基本的知識を聞いており、正解率は高い。全体の難易度は例年どおりであり、過去問を中心に練習をこなしてきた受験生にとっては、高得点を得ることができたと思われる。

行政法：形式面では、組合せ問題が６問、単純正誤問題が２問という構成であった。また、行政事件訴訟法からの出題が例年どおり２問であった。なお、国家賠償法からの出題がなく、これは２年連続であり異例といえる。内容面では、作用法３問のうち、№.７で行政裁量に関する有名判例の知識を、№.８で行政指導に関する判例（品川マンション事件、記述イ）のほか、行政手続法の条文知識（記述ウ、エ、オ）を、№.９で行政手続法における不利益処分手続の条文知識をそれぞれ聞いており、オーソドックスな印象を受ける。また、救済法４問のうち、№.10 の行政不服審査法では、審査請求書の不備に対する補正命令の効果、再調査の請求の要件、教示義務、執行不停止の原則、標準審理期間の設定・公表といった審査請求手続の全般を、№.11 の取消訴訟では、取消判決の形成力の効果、第三者効、拘束力の積極的効果といった定番といえる項目を聞いている。№.12 の無効等確認の訴えでは、取消訴訟の規定の準用、原告適格、主張立証責任等を広く聞いている。№.13 の損失補償では、補償請求の可否に関する有名判例を聞いている。この分野もオーソドックスといえる。№.14 の組織法では、９年連続、公物法（国有財産法）からの出題である。全体としては例年と同様、平易であり、過去問を中心に繰り返し解いてきた受験生にとっては、十分な結果を出せたものと思われる。

【経済学・財政学・経済事情】　№.15 は需要の価格弾力性を求める計算問題である。典型的な基本レベルの問題であり、ほとんどの受験生にとって解答し易かったと考えられる。№.16 は余暇と労働に関する計算問題で最適な労働時間を問われる問題であった。効用関数の形が多少複雑ではあるが、問題集に類題があることもあり、多くの受験生にとって解答し易かったと考えられる。№.17 は費用曲線のグラフに関する問題である。逆Ｓ字型の総費用曲線から限界費用、平均費用、平均可変費用の導出のプロセスが理解できていれば解答できる基本レベルの問題である。№.18 はＩＳ－ＬＭ分析に関する計算問題である、政府支出を増加ざせたときの国民所得の変化を問う典型的な出題パターンの問題であり、ほとんどの受験生にとって解答し易かったと考えられる。№.19 はＡＤ－ＡＳ分析に関する知識を問う問題である。近年あまり見慣れない形式での出題ではあったが、総需要曲線、総供給曲線のシフトに関する基本的な論点であり、難易度は低かった。№.20 は為替レートと貿易収支に関する計算問題である。計算自体は単純ではあるが、為替レートの変化の表現について理解できていないため、誤った回答をした受験生が多く見られた。

№.21 は二重価格制度に関する計算問題である。あまり国家専門職では出題されていなかった論点ではあるが、問題集に類題が掲載されている基本レベルの問題であり、比較的容易に解答できたと考えられる。№.22 は公債の負担に関する学説に関する文章題である。基本レベルの問題であり、多くの受験生にとって解答し易かったと考えられる。№.23 は我が国の財政制度に関する文章題である。定番の論点であり、ほとんどの受験生にとって解答し易かったと考えられる。№.24 は地方財政制度に関する文章題である。国家専門職では比較的出題が少ない分野ではあるが選択肢の多くは基本的な論点であり、難易度は高くなかった。№.25 は我が国の財政の状況に関する問題である。容易に誤りとわかる選択肢もあり、比較的解答し易かったと考えられる。№.26 は税制に関する問題であり、近年の税制改正に関する知識を問う問題で、財政学で出題されることが稀な論点であった。№.27 は我が国の経済の状況に関する問題である。令和４年版　経済財政白書からの出題であり、準備してきた受験生にとっては解答し易かったと考えられる。№.28 は各国の実質ＧＤＰ成長率と消費者物価上昇率に関する問題で、ドイツ、ロシア、インド、ブラジルについて最近の経済状況に関する知識が問われたが、最近の世界経済に関して大まかなイメージがつかめていればある程度、選択肢は絞り込めるため、標準的な難易度であった。

【民法・商法】　**民法**：各分野の出題数は、総則、物権、債権総論、債権各論、親族・相続各１問だった。また、出題形式は、単純正誤問題が１問、組合せ問題が４問であり、昨年度から、前者が１問減り、後者が１問増えた。例年に比べて昨年度の正解率が高かったので、その講評で「来年度は難易度が高くなることも考えられる」と述べたが、そのとおりになった。特に正解率が低かった問題のうち、№.31 では、主たる債務者が債権者に対して取消権等を有する場合に保証人には履行拒絶権のみが認められること（457 条３項）、№.33 では、子の代襲相続人にも遺留分があることと、遺留分の放棄は相続開始前でも可能であること（1049 条１項）などの知識が正答のポイントとなる。来年度の難易度の予想は難しいが、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。

商法：会社法から１問出題された。商法は、習得に時間がかかるので、捨てる受験生が少なくないが、№.34 のような問題であれば、過去問演習を繰り返していた受験生には難しくなかったはずである。

【統計学】　№.35 は確率変数の変換に関する問題である。基本的な知識で解答することができる難易度の低い問題であった。№.36 はベイズの定理の問題である。計算方法を知っていれば容易に解答できる基本的な問題であった。№.37 は共分散と相関係数を求める問題である。計算ミスさえしなければ解答できる基本的な問題であった。№.38 は二項分布に関する問題である。二項分布の基本的な計算問題であり難易度は低いと言える。№.39 は区間推定に関する問題である。応用的な論点であり、他の問題と比較して難易度が高かった。№.40 は仮説検定に関する問題である。ｔ検定の基本的な知識があれば容易に解答できる問題であった。全体としては、例年並みの難易度で特に難問はなく、統計学について問題演習等、準備をしっかりしてきた受験生にとっては全問正解を狙えるレベルであった。

※　正答率（Ａ：60%以上，Ｂ：40%以上 60%未満，Ｃ：40%未満）は，ＬＥＣ公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（6/9 時点）に基づいて算出しています。
本成績診断のご利用方法等の詳細は，ＬＥＣ公務員 Web サイトの専用ページ（https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/）にてご案内しています。

0 001112 227309
KL22730

LEC東京リーガルマインド　公務員試験対策　複写・頒布を禁じます